

2018年9月13日

定年退職予定の組合員 様
早期退職予定の組合員 様

岡山県学校生活協同組合
代表理事 藤島 文雄

学校生協組合員資格の自動継続について（お知らせ）

仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より学校生協事業に格別のご理解とご協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

さて、2018年6月22日に開催されました第70回通常総代会で退職後の組合員資格について定款の変更が決議されました。その結果は、学校生協組合員が年度末定年退職または早期退職される方の組合員資格が退職後も自動継続されることとなりました。昨年度までは退職と同時に組合員資格喪失（脱退）となるため、退職後も引き続き利用を希望される方には継続届の提出をお願いしていましたが、今回の定款変更に伴いこの届出は不要となります。

一方、ご本人様より脱退届の提出がない限り、組合員資格が退職後も継続されますので、脱退を希望される方は必ず脱退届をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、届出様式等の入手につきましては岡山県学校生活協同組合 HP をご利用いただきますようご案内申し上げます。

- ※ 早期退職者の組合員資格継続は一定の条件があります。
- ※ この件に関してご不明な点やご質問等がありましたら、お気軽に学校生協までお問い合わせください。

岡山県学校生活協同組合
086-272-4033